

議案第 1 号

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成 23 年 1 月 19 日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「9月30日」を「10月10日」に、「10月1日」を「10月11日」に改め、同条に次の2項を加える。

4 校長は、教育上必要があると認めたときは、前2項に規定する学期の期間を変更することができる。

5 校長は、前項の規定により学期の期間を変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会と協議しなければならない。

第12条第1項第5号中「9月28日から9月30日までの間」を「前期終了の日の翌日から3日の範囲内」に改める。

(沖縄県立中学校管理規則の一部改正)

第2条 沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「9月30日」を「10月10日」に、「10月1日」を「10月11日」に改め、同条に次の2項を加える。

4 校長は、教育上必要があると認めたときは、前2項に規定する学期の期間を変更することができる。

5 校長は、前項の規定により学期の期間を変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会と協議しなければならない。

第9条第1項第5号中「9月28日から9月30日までの間」を「前期終了の日の翌日から3日の範囲内」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の沖縄県立高等学校管理規則第11条及び第2条の規定による改正後の沖縄県立中学校管理規則第8条の規定による学期の期間の変更及び教育委員会との協議は、この規則の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

規則案の概要の説明

県立学校教育課

1 件名

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則について

2 改正の経緯及び必要性

(1) 経緯

現在の「沖縄県立高等学校管理規則」の第11条（学年及び学期）の規定では、1学期は4月1日～8月31日となっている。第12条（休業日）では、夏季休業日は7月21日から8月31日までの間において校長が定める期間となっている。多くの学校が授業時数確保のため、8月下旬から授業を開始しているが、第11条の規定により8月中は1学期扱いであることから、8月下旬からの授業日等については2学期にしてほしいという要望も強い。

2学期制を実施している学校では、前期（4月1日～9月30日）の期末考査が日程の都合上9月に実施することができず、前期終了の2ヶ月前の7月に実施している学校がほとんどである。また、前期の授業日数約88日と後期（10月1日～翌年3月31日）の授業日数約110日に差があり、是正が必要である。特に単位制を採用している定時制課程において、見直しの要望が強い。第11条の改正に伴い、第12条の秋季休業日の規定（9月28日～9月30日）の変更が必要になる。

上記の改正に伴い、「沖縄県立中学校管理規則」の該当箇所についても改正が必要である。

(2) 必要性

校長の判断により、各学校の実態に合わせた各学期の期間が設定できるようにし、学校運営がよりスムーズにできるよう改正が必要である。

3 改正案の概要

- (1) 校長が教育上必要があると認めたときは、教育委員会との協議のうえ、学期の期間を変更することができる。
- (2) 2学期制の学校は、秋季休業の期間を変更することができる。

4 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 平成22年度2学期制の前期と後期の授業日数の比較及び1学期期末考査の期日
- (3) 平成22年度8月授業開始日と1月授業開始日が学校管理規則と異なる学校一覧表

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(学年及び学期)</p> <p>第11条 (略) 2 (略)</p> <p>3 校長は、教育上必要があると認めめたときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、次の2学期に分けることができる。 前期 4月1日から10月10日まで 後期 10月11日から翌年3月31日まで</p> <p>4 校長は、教育上必要があると認めめたときは、前2項に規定する学期の期間を変更することができる。</p> <p>5 校長は、前項の規定により学期の期間を変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会と協議しなければならない。</p>	<p>(学年及び学期)</p> <p>第11条 学年は、4月1日始まり、翌年3月31日に終わる。 2 学年を分けて、次の3学期とする。 第1学期 4月1日から8月31日まで 第2学期 9月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>3 校長は、教育上必要があると認めめたときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、次の2学期に分けることができる。 前期 4月1日から9月30日まで 後期 10月1日から翌年3月31日まで (追加)</p>
<p>(休業日)</p> <p>第12条 (略) (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 秋期休業日 前期終了日の翌日から3日の範囲内において校長が定める期間 (学年を2学期に分ける場合に限る。) (6)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(休業日)</p> <p>第12条 学校の休業日は、次のとおりとする。 (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (2) 日曜日及び土曜日 (3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの間ににおいて校長が定める期間 (5) 秋季休業日 9月28日から9月30日までの間ににおいて校長が定める期間（学年を2学期に分ける場合に限る。） (6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月5日までの間ににおいて校長が定める期間 (7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで (8) 沖縄県慰靈の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰靈の日 (9) その他校長が必要と認めた休業日 2 校長は、前項第4号から第6号までの休業日及び第9号の休業日は、教育委員会に届け出なければならない。</p>

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
(学年及び学期) 第8条 (略) 2 (略)	(学年及び学期) 第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 2 学年を分けて、次の3学期とする。 第1学期 4月1日から8月31日まで 第2学期 9月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで 3 校長は、教育上必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、次の2学期に分けることができる。 前期 4月1日から10月10日まで 後期 10月11日から翌年3月31日まで 4 校長は、教育上必要があると認めたときは、前2項に規定する学期の期間を変更することができる。 5 校長は、前項の規定により学期の期間を変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会と協議しなければならない。
(休業日) 第9条 (略) (1)～(4) (略)	(休業日) 第9条 学校の休業日は、次のとおりとする。 (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (2) 曜日及び土曜日 (3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの間ににおいて校長が定める期間 (5) 秋季休業日 9月28日から9月30日までの間ににおいて校長が定める期間（学年を2学期に分ける場合に限る。） (6) 冬季休業日 12月26日から翌年1月5日までの間ににおいて校長が定める期間 (7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで (8) 沖縄県慰靈の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰靈の日 (9) その他校長が必要と認めた休業日 2 校長は、前項第4号から第6号までの休業日及び第9号の休業日は、教育委員会に届け出なければならない。

平成22年度 2学期制の前期と後期の授業日数の比較
及び1学期期末考査の期日

	学校名	課程	前期～9/30	後期10/1～	差	1学期末考査期日
1	那覇国際	全日制	86	110	24	9月1日～3日
2	真和志	全日制	88	110	22	7月5日～13日
3	豊見城南	全日制	89	110	21	7月7日～9日
4	伊良部	全日制	87	110	23	6月30日～7月2日
5	南部工業	全日制	90	109	19	7月13日～15日
6	沖縄水産	全日制	89	110	21	7月7日～9日
7	北部農林	定時制	86	110	24	7月12日～16日
8	中部農林	定時制	86	110	24	7月12日～16日
9	コザ	定時制	88	110	22	7月5日～9日
10	沖縄工業	定時制	88	110	22	7月16日、20日
11	那覇商業	定時制	94	110	16	7月13日～15日
12	八重山商工	定時制	91	108	17	7月12日～13日
13	泊(午前)	定時制	85	110	25	7月6日～8日
平均		88.2	109.8	21.5		

平成22年度 8月授業開始日と1月授業開始日が学校管理規則と異なる学校一覧表

	高校名	8月授業開始日
1	西原	8月27日
2	首里	8月27日
3	北山	8月30日
4	宜野座	8月30日
5	石川	8月30日
6	前原	8月30日
7	与勝	8月30日
8	嘉手納	8月30日
9	具志川	8月30日
10	北谷	8月30日
11	普天間	8月30日
12	首里東	8月30日
13	開邦	8月30日
14	那霸	8月30日
15	那霸西	8月30日
16	糸満	8月30日
17	宮古	8月30日
18	那霸工業	8月30日
19	北中城	8月31日
20	浦添	8月31日

	高校名	1月授業開始日
1	北中城	1月5日
2	浦添工業	1月5日
3	那霸工業	1月5日

1	伊良部	8月25日	* 2学期制
2	真和志	8月26日	* 3学期制